

白山市「部活動の地域展開」についてのQ&A

白山市教育委員会

Q1 「部活動の地域展開」とは何ですか？

A1 これまで中学校で行われていた部活動を、地域のクラブや団体が運営・指導する仕組みに変えることです。これまでは、中学校の先生が部活動の顧問となり、スポーツや文化芸術活動を指導・監督してきましたが、これらの指導・監督を地域で実施しようという全国的な大きな改革です。

これを進める背景は大きく2つあります。

- ① 生徒にとって、少子化による生徒数減少により、「一校ではチームが作れない」「仲間と十分な活動ができない」「他校にある部が自分の学校にはない」といった問題が増えてきたこと。
- ② 教職員にとって、競技経験がないにもかかわらず顧問を務めるため、専門的な指導が十分にできないこと。

以上の問題を踏まえ、より充実した環境の中で生徒たちが豊かに活動できる持続可能な地域社会を目指していきます。

Q2 「地域クラブ」とはどういうものですか？

A2 スポーツや文化芸術活動を行う身近な地域にある団体です。参加は本人が決めて活動するものです。

白山市では、以下に分類しています。

- ・「連携クラブ」：中学校と連携して、主に休日に部活動と同じ種目を行う団体
- ・「新地域クラブ」：スポーツ少年団、文化協会に加盟する団体が中学生を受け入れて様々な活動を行っている団体
- ・「生涯学習」：生涯学習活動やコミュニティ組織の活動
- ・「現地域クラブ」：これまでの民間等のクラブチームや教室等の団体

白山市では、部活動については、令和8年度より原則休日（土・日や祝祭日）の活動を行わないで、かわりの「連携クラブ」活動に移行しようとしています。なお、平日の部活動は学校で行いますが、平日も可能な部から「連携クラブ」へ移行するように考えています。

Q3 部活動の地域展開によって、部活動がなくなるのですか？

A3 直ちに部活動がなくなることはありません。

平日の活動は、持続可能な形で部活動を行います。休日の活動については、現在部活動として休日にも活動している種目を基本に、部活動ではなく「連携クラブ」として活動するよう各中学校と連携し立ち上げを進めています。

中体連や中文連の大会・コンクールには、当面の間これまでどおり中学校部活動として参加します。

Q4 部活動や「地域クラブ」には必ず入らないといけないのですか？

A4 どちらも参加は任意です。本人の自由です。

平日は部活動をするけど、休日は自分の興味のあるスポーツや文化芸術活動（連携クラブ、新地域クラブ、生涯学習活動、現地域クラブ）に取り組むことも可能です。小学校の時に習っていたことを継続することもできます。最初から部活動には参加せず、自分の興味のあるスポーツや文化芸術活動（新地域クラブ、生涯学習活動、現地域クラブ）に取り組むこともできます。

中学生がやりたいことを見つけて、思う存分楽しく取り組むことができるような環境づくりを一番大切にしています。

Q5 部活動や地域クラブに入らないと、高校入試に不利益はあるのですか？

A 5 高校入試において不利益が生じることはありません。

国のガイドラインにおいても「学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部したこと、他の活動に移ったこと等のみをもって高等学校入学者選抜において不利に取り扱うことは適切でない」と明確に示されています。

Q6 「連携クラブ」の練習には、学校の先生は来ないのですか？

A 6 基本的には、学校の先生は来ません。研修を受けた地域の指導者が指導を行います。

ただし、学校の先生が「地域の指導者」となって指導をする希望がある場合は、地域の指導者（教員の兼職兼業）として指導することもあります。

Q7 「連携クラブ」に入る条件は、あるのですか？

A 7 現在は、学校部活動に参加していて、休日にも継続して練習をしたい中学生は参加できます。

Q8 「連携クラブ」の費用はどうなるのですか？

A 8 指導者の謝金や保険料などの運営費が必要となるため、保護者に負担していただくことになります。費用はクラブの運営状況により異なります。

なお、現在市では指導者謝金の補助を行っていますが、団体の継続的な活動には、受益者負担の観点より低廉な金額をご負担いただく必要があると考えています。国の方針でも、活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定し、ご家庭に負担いただくことが示されています(受益者負担)。

Q9 「連携クラブ」の活動場所への移動方法はどうなるのですか？

A 9 習い事と同様に、基本的に自転車や公共交通機関、保護者による送迎など、各家庭の責任のもと行っていただきます。市域が広いと、原則中学校 1 部活に 1 連携クラブの設立を進めています。

Q10 「新地域クラブ」「現地域クラブ」「生涯学習活動」に入る条件は、あるのですか？

A10 ありません。興味のあるクラブ等へ直接申し込みをしていただきます。

Q11 「連携クラブ」を立ち上げる場合は、どのような手続きが必要ですか？

A11 まずは、市教育委員会にご相談ください。その後、当該中学校の校長に設立の意向を伝え、協議を進めていくことになります。